諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１８年７月２７日（平成１８年（行情）諮問第２４２号）
答申日：平成１９年７月１３日（平成１９年度（行情）答申第１５８号）
事件名：総合警備システムタッチパネル取扱説明書等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

小倉拘置支所の総合警備システムタッチパネル取扱説明書及び福岡刑務所のタッチパネル操作機取扱説明書（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が平成１８年３月２２日付け福管総発第１１７号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によれば，おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書の記載

ア　審査請求人が開示を求める部分とは，福岡拘置所が「総合監視卓警備システム及び矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版等に係る非常電鈴装置等を含む警備機器等を悪用しては居室内一定箇所で異常音を発生させている部分」と同じ部分である。

イ　審査請求人が求める部分を開示したからといって，法５条４号及び６号に該当するとは考えられない。

ウ　矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版，福岡拘置所の「センサー型動体管理システム説明書」が一部開示されており，これらの部分と審査請求人が開示を求める部分を比較して，公にできない部分の

み黒塗りし，できるだけ部分開示することは可能である。

エ　原処分は違法で，取り消されるべきであり，開示決定を求める。

（２）意見書の記載

ア　総合警備システムに係る監視カメラ，マイク，検聴器の設置台数は，福岡刑務所及び小倉拘置支所の「物品管理簿・物品出納簿」等からも特定でき，いかなる機器，物品があるのか確認できる。

イ　総合警備システムについては，メーカーに問い合わせるなどすれば，その機能，各機器等についても紹介・説明され，当該メーカーを含む各セキュリティ関連企業のホームページでも広く公にされている。さらに，電気・機械関係，セキュリティ関係の図書・新聞やインターネットを検索すれば，総合警備システム，各機器等の写真，図面等が紹介されている。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　理由説明書の記載

（１）本件審査請求に至る経緯は，次のとおりである。

審査請求人は，平成１８年１月１７日受付開示請求書により，処分庁に対し，①「小倉拘置支所の総合監視卓警備システム導入時及び更新整備時の支出計算証拠書類，取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項等が記載された文書，仕様書，図面，設計図，使用機器等一覧表」及び②「福岡刑務所の総合監視卓警備システム導入時及び更新整備時の支出計算証拠書類，取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項等が記載された文書，仕様書，図面，設計図，使用機器等一覧表」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたところ，処分庁は，同年２月６日付けで，①については，「支出計算証拠書類（平成１４年度，小倉拘置支所，ただし総合警備システムに係る部分に限る。）」，「総合警備システムタッチパネル取扱説明書（小倉拘置支所）」及び「巡回警備システム取扱説明書（小倉拘置支所）」を，②については，「タッチパネル操作機取扱説明書（福岡刑務所）」及び「総合警備システム更新整備完成図書（福岡刑務所）」をそれぞれ特定し，審査請求人に対し，これらを本件対象文書として特定してよいか意思確認を求めた。これに対し，審査請求人は，当該文書で特定して構わない旨回答してきたことから，処分庁は，法１０条２項の規定に基づき開示決定等の期限の延長を行った上で，同年３月２２日付け開示決定通知書により，本件開示請求のうち，①の「総合警備システムタッチパネル取扱説明書（小倉拘置

支所）」及び「巡回警備システム取扱説明書（小倉拘置支所）」並びに②の「タッチパネル操作機取扱説明書（福岡刑務所）」について，法５条４号及び６号に該当する部分を一部不開示とする決定を行ったところ，審査請求人は，同年５月２５日受付審査請求書により，本件対象文書のうち，「総合警備システムタッチパネル取扱説明書(小倉拘置支所)」及び「タッチパネル操作機取扱説明書（福岡刑務所）」について，できる限りの開示を求めてきたものである。

なお，本件開示請求に係る文書のうち，原処分に係るもの以外の文書については，別途，開示決定等がなされている。

（２）刑事施設の責務の一つには，未決・既決を問わず，刑事施設内にその身柄を確実に収容して拘禁状態を確保することがあるが，これは裁判の執行の大前提をなすものであり，これが損なわれれば，例えば受刑者等であれば適正な刑の執行が不可能となる上，万が一にも逃走や身柄奪取等の事故が発生した場合には，国民に極めて大きな不安と動揺を与え，社会の治安の根幹を揺るがす結果となり，刑事施設の担う責務は果たされないこととなる。

したがって，刑事施設がその責務を果たすためには，自殺，逃走，外部から行われる身柄奪取や逃走の援助,外部からの侵入又は施設に対する攻撃等による施設機能の妨害や破壊及び刑の執行に対する妨害等を阻止する必要があり，このため，刑事施設は，従来から，保安・警備に万全を尽くすよう努めるとともに,具体的な施設構造など保安警備体制に関する内部情報を外部に公にすることはなかったところである。

（３）小倉拘置支所及び福岡刑務所における総合警備システムは，監視カメラやマイク，非常電鈴装置等を総合的に操作・管理するためのものであり，各施設の保安警備体制の根幹とも言うべきものであるところ，原処分において不開示とした部分には，監視カメラやマイク・検聴機の設置場所や同システムの機能に関する情報が記載されている。これらを公にすることにより，自殺や逃走，身柄の奪取等を企図する者が，同システムの正常な機能の阻害をもくろむことが考えられるなど，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないものであることから，法５条４号に該当し，不開示とすることが相当である。また，これらを公にした場合，上記の支障を回避するため，従来の監視カメラ等の設置場所を変更せざるを得ない状況に追い込まれるなど，小倉拘置支所及び福岡刑務所における事務

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることも否定できず，同条６号にも該当する。

（４）審査請求人は，小倉拘置支所及び福岡刑務所における総合警備システムのタッチパネルを製造したメーカーに問い合わせれば，それがどんな機能をもった機器であるか説明を受けることが可能であることから，不開示とする必要性がないと主張する。しかし，本件対象文書に係る不開示部分は，施設において監視カメラやマイク・検聴機を設置してある具体的な場所に関する情報であり，これらは，当該メーカーに問い合わせたところで入手できる情報ではないものである。

（５）審査請求人は，開示の実施を受けた過去の開示決定等を引き合いに出し，同決定等と原処分を比較対照することにより開示・不開示の判断を求めているが，同決定等と原処分に係る文書はそれぞれ異なるものであり，それぞれ別の開示請求であることから，これらの過去の開示決定等の内容は，原処分に影響を及ぼすものではない。

（６）以上のことから，本件対象文書のうち，法５条４号及び６号に係る部分を不開示とした原処分は相当であり，本件審査請求には理由がないことから棄却すべきである。

２　補充理由説明書の記載

（１）「総合警備システムタッチパネル取扱説明書（小倉拘置支所）」の３ページないし６ページで不開示とされている部分のうち，「４分割」，「ＶＴＲ－１」，「ＶＴＲ－２」，「ＤＶＴＲ」及び「デジタルレコーダー」と記載されている部分は，監視カメラ等の設置場所が記載されたものではなく，開示することによって特段の支障が生ずるものではないことから，開示することが相当である。

（２）「タッチパネル操作機取扱説明書（福岡刑務所）」の１８ページ及び１９ページには，システムにトラブルが発生した場合の対処方法が記載されており，処分庁は，その大部分を不開示としている。

しかし，当該不開示部分に，通信異常や停電といった外的な要因によるトラブルが発生した場合の対処方法が記載されていることは，１８ページで一部開示されている部分の記載から明らかであり，同ページ中の「停電時」又は「停電」と記載されている部分（フローチャート部分を含む。）及び１９ページの「通信異常発生時」と記載されている部分及びフローチャート中の「通信異常発生！」と記載されている部分は，開示すべきである。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１８年７月２７日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１０月１６日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　同年１１月１日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤　平成１９年２月２０日　　審査請求人から補充意見書及び資料を収受
⑥　同年４月２７日　　諮問庁の職員（法務省矯正局成人矯正課企画官ほか）からの口頭説明の聴取
⑦　同年５月９日　　本件対象文書の見分及び審議
⑧　同月２８日　　審査請求人から補充意見書及び資料を収受
⑨　同年６月２２日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑩　同年７月１１日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

当審査会において見分したところ，本件対象文書は，小倉拘置支所における総合警備システムタッチパネル取扱説明書及び福岡刑務所におけるタッチパネル操作機取扱説明書である。

このうち，原処分において不開示とされたのは，総合警備システムを構成する警備機器の設置場所・設置台数や機能に関する情報が記載されている部分であり，審査請求人は，不開示とされた部分は法５条４号及び６号のいずれにも該当せず，開示を求めると主張し，不服の理由を述べている。

上記不開示部分について，諮問庁は，総合警備システムは，刑事施設の保安・警備の要であり，これらを公にすることとした場合，逃走や自殺等を企図しようとする者にとっては，監視カメラの機能を破壊すること等により，逃走その他の異常事態をじゃっ起させる，又はその発生の危険性を高めるおそれがあるほか，これら異常事態の発生を未然に防止するため，監視カメラの設置場所の変更を余儀なくされるなど，刑事施設における事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると説明している。

ただし，諮問庁は，審査請求人が開示すべきと主張する部分につき，下記の２点については開示すべきと説明しているが，その余の部分については，なお不開示とすべきとしているので，以下，諮問庁がなお不開示とすべきであるとする部分について，不開示情報該当性を検討する。

①　小倉拘置支所の総合警備システムタッチパネル取扱説明書３ペー

ジないし６ページ中の「４分割」，「ＶＴＲ－１」，「ＶＴＲ－２」，「ＤＶＴＲ」及び「デジタルレコーダー」と記載されている部分

② 福岡刑務所のタッチパネル操作機取扱説明書１８ページ中の「停電時」又は「停電」と記載されている部分（フローチャートを含む。）及び１９ページ中の「通信異常発生時」又は「通信異常発生！」と記載されている部分（フローチャートを含む。）

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

（１）小倉拘置支所及び福岡刑務所は，他の刑事施設と同様に，適正かつ迅速な裁判の実現及び刑の適正な執行のため，被収容者を拘禁し，必要な処遇を行うこと等をその業務としている。このような刑事施設の業務の性格から，一般に刑事施設においては，被収容者の逃走の危険性が常に存在し，また，刑事施設を攻撃し，被収容者の身柄の奪取や逃走の援助を企図する者が時として存在し得ることも否定できないものと認められる。そして，このような事態の発生は，社会に極めて大きな不安と動揺をじゃっ起するのみならず，公訴の維持及び刑の執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって，刑事施設を管理する行政機関の長としては，これらの事態の発生を未然に防止するよう努めることは当然のことと考えられ，保安・警備用のシステムである総合警備システムに関する情報が，逃走を試みる者あるいは刑事施設への攻撃や逃走の援助等を企図する者に取得された場合には，このような事態が生じる可能性が高くなるおそれがあるものと認められる。

（２）本件対象文書のうち，諮問庁がなお不開示とすべきであるとする部分には，総合警備システムを構成する警備機器の設置場所・設置台数や機能に関する情報が記載されており，これらを開示した場合には，当該システムの正常な動作への妨害，当該システムの破壊が可能な手順や方法を推測させるおそれがあることは否定できないものと考えられる。

（３）法５条４号は，特に，「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」ことを不開示情報の一つの要件として規定している。その趣旨は，当該情報の性質上，開示・不開示の判断に，刑の執行等に関する将来の予測をも前提とした専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから，同号に規定する不開示情報に該当するかどうかについての行政機関の長の判断を尊重し，その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かという観点から審理するの

が適当であるとされたものである。そして，上記（１）及び（２）で述べた事情によれば，行政機関の長が本件対象文書の不開示部分を公にすることにより刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとした判断は不合理なものとは言えず，総合警備システムを構成する警備機器の設置場所・設置台数や機能に関する情報は，法５条４号に規定する相当の理由がある情報に該当するものと認められる。

（４）なお，諮問庁は，法５条６号にも該当するとしているが，上記（３）のとおり，当該部分は同条４号に該当すると認められるため，同条６号については判断するまでもない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法５条４号及び６号に該当するとして不開示とした決定については，諮問庁が同条４号及び６号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は，同条４号に該当すると認められるので，同条６号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　大喜多啓光，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子